

<h1>静岡市報</h1>	<p>No. 6</p> <p>静岡市葵区追手町5番1号</p> <p>発行所 静岡市役所</p> <p>編集兼発行人 静岡市長</p> <p>発行日 毎月1日・随時</p>
---------------	---

目 次

<b>条 例</b>	
○静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例	4
<b>規 則</b>	
○静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則	6
○静岡市市民カードの交付等に関する規則を廃止する規則	7
○静岡市国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則	8
<b>人事委員会規則</b>	
○静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	14
○静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	16

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第25号）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 8月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第25号

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例

静岡市待機児童園条例（平成27年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第10号

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年8月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則

静岡市漁港管理規則（平成15年静岡市規則第201号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例施行規則（第25条）」を「第4章  
第5章 雑則（第26条）」

雑則（第25条）」に改める。

第1条中「、静岡市漁港管理条例」を「及び静岡市漁港管理条例」に改め、「及び蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例（平成17年静岡市条例第183号）」を削る。

第17条第2号中「船揚」を「船揚場」に改める。

第4章を削る。

第5章中第26条を第25条とし、同章を第4章とする。

様式第1号から様式第6号までの規定及び様式第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第9号中「第19条、第25条関係」を「第19条関係」に改める。

様式第10号から様式第19号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第20号中「第20条、第25条関係」を「第20条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第21号から様式第29号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第11号

静岡市市民カードの交付等に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和元年9月5日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市市民カードの交付等に関する規則を廃止する規則

静岡市市民カードの交付等に関する規則（平成15年静岡市規則第69号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年2月22日から施行する。

（静岡市印鑑条例施行規則の一部改正）

- 2 静岡市印鑑条例施行規則（平成15年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

様式第1号及び様式第2号中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第3号中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式（表）中「（しずおか市民カード）」を削る。

様式第4号から様式第14号までの規定中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

## 静岡市規則第12号

静岡市国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年9月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険診療所条例施行規則（平成15年静岡市規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第6条関係）

種別	単位	金額	備考
自動車使用料（往診）	2キロメートルまで	660円 2キロメートルを超える場合は、1キロメートル又はその端数を増すごとに320円を加算する。	1 キロ数は、往路のキロ数とする。 2 次に掲げる場合は、左欄の金額の8割増しとする。 (1) 条例第4条に規定する休診日の場合 (2) 深夜（午後10時から翌日午前6時まで）の場合 (3) 悪路又は暴風雨雪時の場合 3 条例第4条に規定する診療時間以外の時間（2に該当する場合を除く。）の場合は、左欄の金額の4割増しとする。
文書料			1 同一文書を同時に2通以上請求するときは、2通目以後の文書料の額は、1通につきこの表による金額の2分の1の額とする。
診断書			
健康診断書（身体検査書を含む。）	1通	2,200円	
休業又は復職の診	1通	2,200円	



断書			2 健康診断書のうち、入学、留
死亡診断書	1 通	2,200円	学及び就職並びに事業所健康診
身体障害者認定診	1 通	2,200円	断に係るものについては、この
断書			表による金額の2分の1の額と
障害年金、生命保	1 通	5,500円	する。
険、自動車損害賠			3 生命保険又は自動車損害賠償
償責任保険又は裁			責任保険に使用する死亡診断書
判等に使用する診			については、2,200円を加算す
断書			る。
証明書			4 自動車損害賠償責任保険に使
入院、通院、分べん	1 通	1,650円	用する明細書のある療養費支払
等証明書			等証明書については、3箇月を
療養費支払証明書			超えた場合、1箇月につき1,100
明細書のないも	1 通	1,100円	円を加算する。この場合におい
の			て、1箇月未満の端数日は、1箇
明細書のあるも	1 通	3,300円	月として算定する。
の			5 意見書のうち、障害者の日常
意見書	1 通	5,500円	生活及び社会生活を総合的に支
死体検案書	1 通	5,500円	援するための法律（平成17年法
			律第123号）の規定による補装具
			費の支給に係るものについては、
			無料とする。
			6 意見書のうち、介護保険法（平
			成9年法律第123号）の規定によ
			る要介護認定及び要支援認定に
			係るものについては、次の（1）
			から（4）までに掲げる区分に応
			じ、それぞれ（1）から（4）ま
			でに定める額とする。
			（1）入院患者が新規申請をする
			場合 4,400円

			<p>(2) 入院患者が更新申請をする場合 3,300円</p> <p>(3) 入院患者以外の者が新規申請をする場合 5,500円</p> <p>(4) 入院患者以外の者が更新申請をする場合 4,400円</p> <p>7 意見書のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害支援区分認定に係るものについては、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める額とする。</p> <p>(1) 施設入所者が新規申請をする場合 4,400円</p> <p>(2) 施設入所者が継続申請をする場合 3,300円</p> <p>(3) 施設入所者以外の者が新規申請をする場合 5,500円</p> <p>(4) 施設入所者以外の者が継続申請をする場合 4,400円</p>
健康診断料	1回につき	1,100円	健康診断に伴い必要な検査を行った場合は、条例第5条第1項の規定の例により算出した額を加算する。
1日人間ドック料	1人につき	37,950円	<p>1 子宮がん検診を行った場合は、3,300円を加算する。</p> <p>2 前立腺検診を行った場合は、5,500円を加算する。</p>

妊婦健康診断料	1回につき	6,840円	1 尿検査を含む。 2 尿検査以外の検査を行った場合は、条例第5条第1項の規定の例により算出した額を加算する。
乳児健康診断料	1回につき	5,600円	
ポリオワクチン予防接種料	1回につき	5,180円	
麻疹予防接種料	1回につき	9,790円	
風しん予防接種料	1回につき	7,130円	1歳以上3歳未満の幼児の場合は9,800円とし、3歳以上7歳6箇月未満の幼児又は小児の場合は8,080円とする。
日本脳炎第1期予防接種料	1回につき	6,390円	6箇月以上3歳未満の幼児の場合は、8,100円とする。
日本脳炎第2期予防接種料	1回につき	5,430円	
日本脳炎第3期予防接種料	1回につき	5,430円	
ジフテリア・破傷風第1期予防接種料	1回につき	7,660円	
ジフテリア・破傷風第2期予防接種料	1回につき	4,990円	
百日せき・ジフテリア・破傷風予防接種料	1回につき	8,250円	
インフルエンザ予防接種料	1回につき	4,400円	
水痘予防接種料	1回につき	6,040円	

	き		
ツベルクリン反応検査料	1回につき	2,610円	6歳未満の乳幼児の場合は、3,100円とする。
BCG予防接種料	1回につき	6,020円	6歳未満の乳幼児の場合は、8,690円とする。
予防接種中止予診料	1回につき	840円	予診において、予防接種を受けることが適当でないとは判定された者に限る。
死後処置料	1体につき	5,500円	外来患者の死後処置に限る。
死体検案料	1体につき	11,000円	
容器代			
投薬容器代			
瓶代 大	1本につき	110円	
中	〃	70円	
小	〃	40円	
軟こう容器代			
中	1個につき	70円	
小	〃	40円	
点眼瓶代	1本につき	40円	
	き		

## 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

# 人事委員会規則

## 静岡市人事委員会規則第2号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年8月20日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

## 静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第22条の3」に改める。

第10条中第9号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項

第1号の規定により任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職

第10条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職

第12条に次の1項を加える。

2 会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されている者を同一の職務内容と認められる職に4回を超えずに引き続き採用する場合の選考に係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる方法（第4号を除く。）」とあるのは「次に掲げる方法」とする。

第33条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、条件付採用期間中の会計年度任用職員が条件付採用期間中において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまで条件付採用期間の延長を人事委員会に申請することができる。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなる場合は、当該会計年度任用職員の任期に限り、その延長ができるものとする。

第34条中「任命権者は」の次に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「いずれかに該当する場合において」を「いずれかに該当するとき」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(施行前の準備)
- 2 この規則の施行の日以後にこの規則による改正後の静岡市職員の任用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第8号の会計年度任用職員として採用されるべき者の選考は、同日前においても、改正後の規則第10条の規定の例により行うことができる。

## 静岡市人事委員会規則第3号

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年8月20日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則  
静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第8号」の次に「から第10号まで」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。